

第 2 8 回

岩沼市農業委員会総会議事録

令和 8 年 4 月 27 日

岩 沼 市 農 業 委 員 会

令和 8 年 4 月 27 日岩沼市役所 1 階大会議室において、下記案件を審議するため、第 28 回岩沼市農業委員会総会を開催した。

記

- | | |
|-------|-----------------------------------|
| 日程第 1 | 会期の決定 |
| 日程第 2 | 議事録署名委員の指名 |
| 日程第 3 | 農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出について |
| 日程第 4 | 農地法第 3 条の規定による許可申請について |
| 日程第 5 | 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見について |
| 日程第 6 | 農用地利用集積等促進計画（案）に関する意見について |
| 日程第 7 | 岩沼市地域計画の変更（案）について |
| 日程第 8 | 令和 8 年度最適化活動の目標の設定等について |

1、出席委員

1 番	木皿 清	2 番	渡邊 等	3 番	佐野 智幸	4 番	大友 信由
5 番	川村 雄治	6 番	長田 幸浩	7 番	小田原 智	8 番	菅原 龍也
9 番	鎌田 正治	11 番	長田 茂	13 番	菅井 武雄	14 番	宮部 淳子

2、欠席委員

10 番	三品 英樹	12 番	渡邊 朗子
------	-------	------	-------

3、農地利用最適化推進委員

16 番	猪股 義広
------	-------

4、事務局職員

事務局長事務取扱	古積 知明	係長 橘川 麻美	主事 土手内 知輝
----------	-------	----------	-----------

1、同日午後1時30分開会

議	長	ただいまから、第28回岩沼市農業委員会総会を開会いたします。本日の出席委員は12名で、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定に基づく定足数を充たしており、本日の総会は成立いたしております。
議	長	日程第1、会期の決定について、を議題といたします。今期総会の会期は、本日1日といたしたいと思いますが、賛成の方は挙手願います。 (挙手全員)
議	長	挙手全員であります。よって、今期総会の会期は本日1日と決定いたしました。
議	長	日程第2、議事録署名委員の指名をいたします。議事録署名委員は、岩沼市農業委員会規程第19条の規定により、議長において、3番佐野智幸委員、4番大友信由委員を指名いたします。よろしくお願いいたします。
議	長	日程第3、報告第1号、農地法第3条の3第1項の規定による届出について、を議題といたします。それでは、事務局から報告願います。
古積事務局 長事務取扱		議案書の1頁をご覧ください。報告第1号、農地法第3条の3第1項の規定による届出について、4件受理しております。今回報告いたします4件の届出は、相続による所有権の取得で、権利取得者ならびに土地の所在等については、議案書に記載のとおりでございます。なお、この届出の受理は、市農業委員会規程による事務局長専決事項となっております。以上でございます。
議	長	ただいまの事務局からの報告に対し、質疑、ご意見をいただきます。ご意見等がある方は、挙手願います。 (挙手なし)
議	長	ないようですので、報告第1号を終了いたします。
議	長	日程第4、議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について、を議題といたします。はじめに、事務局から概要について説明願います。
古積事務局 長事務取扱		議案書の2頁から3頁、議案関係資料の1頁から16頁をご覧ください。議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について、今回は5件となります。いずれも、これまで農用地利用促進計画等により借り手が耕作しており、期間満了により中間管理機構を通し利用権を更新しようとしたが、物納を希望するということで、農地法第3条により手続きを進めることとなったものです。

議 長	つづいて、整理番号 1 から 3 については、賃借人が同一の者であり関連性があるため、一括審議といたします。担当委員から説明願います。
猪 股 推 進 委 員	4 月 22 日の担任委員会で委員と事務局の計 4 名で現地を見てきました。利用権設定の期間満了に伴う申請です。議案書の整理番号 1 から 3 は借受人が同一人物で利用権設定の期間 10 年の満了に伴う申請となっております。位置図は 1 頁から 12 頁です。全て事務局で現地を確認したようですが、一部、委員でも確認を行いました。田植えの準備にも入っており、これから代掻きする前の段階の状況でした。いずれも 10 a あたりの対価として 60kg の玄米を提供するということです。今後 10 年間の賃貸借権の設定をしたいということです。ご審議くださいますようお願いいたします。
議 長	ただいまの説明に対し、質疑、ご意見をいただきます。ご意見等がある方は、挙手願います。
長 田（幸）委 員	直接の質問ではありませんが、物納で地代を支払う場合、中間管理機構の権利設定はできないということですが、現在、農地関係は農地法、基盤強化法と権利設定は中間管理機構で行うため、複数の法律を跨っていますが、中間管理機構は物納を認めないということで、農地の流動化を進めるにあたって弊害になるのではないかと思います。例えば地域みんなで物納にするとした場合、地域の適切な流動化が害されるのではないのかなと思っています。物納も含められるようにして、中間管理機構で動いてほしいと思っています。
古 積 事 務 局 長 事 務 取 扱	中間で物納、お米で納めることは認めておらず、このことにつきましては各県の中間管理機構によって取り扱いが異なるところがあり、宮城県ではそのように取り扱うということで、これまで利用権設定をしていたところを農地法で対応するしかない現実があるので、長田委員が危惧しているとおり実際、農地の集積、集約を図ろうとしたときに支障はないとは言えません。そのため、公社の方々が岩沼市に訪れたときに、事務局で物納が認められないことについて、支障があるので改善してほしいということ、中間を利用すると手数料が発生していることを委員やその他の方々から一部支障が出ているというお話を伺っていることをお伝えしている状況です。今後もそういった会議がある度に皆様のご意見が反映できるように話をしていきたいと思いますので、こういったご意見がある場合は委員会の場に限らず、随時お知らせ頂きたいと思いますのでよろしくお願いいたします。
長 田（幸）委 員	よろしくお願いします。手数料の件ですが、全国一律に取るということでもなく、各県で異なっている。例えば、隣の山形県は手数料を取っていません。農業を大切にするという意味なのか分からないのですが、それを

		含めて機会があればよろしくお願いします。
議	長	その他ご意見ご質問はありませんか。 (挙手なし)
議	長	ないようですので、お諮りいたします。議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請に対する意見についての整理番号1から3については、申請のとおり許可することに賛成の方は挙手願います。 (挙手多数)
議	長	挙手多数であります。よって、議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請についての整理番号1から3については、申請のとおり許可することに決しました。
議	長	つづいて、整理番号4、5については、賃借人が同一の者であり関連性があるため、一括審議といたします。担当委員から説明願います。
木 皿 委 員		この案件は猪股推進委員より説明があった、整理番号1から3と同条件で、借受人が代表している法人となるだけで中身は同じです。借りる土地もきれいに管理されており特に問題はないと思います。ご審議くださいますようお願いいたします。
議	長	ただいまの説明に対し、質疑、ご意見をいただきます。ご意見等がある方は、挙手願います。 (挙手なし)
議	長	ないようですので、お諮りいたします。議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請に対する意見についての整理番号4、5については、申請のとおり許可することに賛成の方は挙手願います。 (挙手多数)
議	長	挙手多数であります。よって、議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請についての整理番号4、5については、申請のとおり許可することに決しました。
議	長	日程第5、議案第2号、農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について、を議題といたします。はじめに、事務局から説明願います。
古 積 事 務 局 長 事 務 取 扱		議案書の4頁、議案関係資料の17頁から18頁をご覧ください。議案第2号、農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について、今回は、資材置場への転用1件となります。
議	長	つづいて、整理番号1について担当委員から説明願います。
長 田 (茂) 委 員		議案書の4頁、議案関係資料の17頁から18頁をご覧ください。有償での移転で、資材置場へ転用するものです。4月22日に担当委員と事務局で現地調査をして参りました。代理人の行政書士が立ち会いました。この土

		地は周りが造園土木会社の資材置場で、持ち主は今回の案件の譲受人と同一の方で造園土木会社の●●をやっています。譲渡人が相続によって受け取りましたが、相続する以前からほぼ休耕状態で、田んぼとしてほとんど使っていませんでした。そして周りが造園土木会社の資材置場となっており、侵入路也没有せん。北東側は急激な丘になっており、南側は竹林で土地の3分の1以上が日陰になっている状態で、水田としては耕作できないと思います。譲渡人も高齢で耕作できないということで、土地の有効利用としてよいのかなと思います。ただし、下流に田んぼが一枚あり、現在も耕作しているようです。水路が繋がっているので、水路の保全に留意しながら工事をするとのこと。造園土木会社なので、それは十分留意するということで心配なく、転用は適当なのかなと思います。ご審議くださいますようお願いいたします。
議	長	ただいまの説明に対し、質疑、ご意見をいただきます。ご意見等がある方は、挙手願います。 (挙手なし)
議	長	ないようですので、お諮りいたします。議案第2号、農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見の整理番号1については、申請のとおり許可相当として、県に進達することに賛成の方は挙手願います。 (挙手多数)
議	長	挙手多数であります。よって、農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見の整理番号1については、申請のとおり、許可相当として県に進達することに決しました。
議	長	日程第6、議案第3号、農用地利用集積等促進計画(案)に関する意見について、を議題といたします。事務局から説明願います。
古 積 事 務 局 長 事 務 取 扱 議 長		別紙の「農用地利用集積等促進計画(案)に関する意見について」をご覧ください。本議案は、農地中間管理事業の推進に関する法律 第18条第3項の規定により中間管理機構から農業委員会に対し意見を求められたものです。促進計画(案)の1から2頁をご覧ください。今回対象となる農地は、賃借権設定が37件、89筆で、面積は233,729㎡、でございます。貸付期間は10年間となっております。受け手となる方は、農地中間管理事業の推進に関する法律 第18条第5項に係る貸付相手の要件を満たしております。なお、地域計画の地図については、「農用地利用集積等促進計画(案)に関する意見について」の47頁から54頁に添付しております。なお、申請番号18●●●●氏所有の一筆、申請番号26、29、37以外は、現在も農用地利用集積等促進計画に基づいて、受け手が耕作している土地です。なお、今後の地域計画の見直しにより、譲受人が耕作することに変更する予定です。今後の事務処理については、本日農業委員会が決定する意見を農

		地中間管理機構に提出し、機構が農用地利用集積等促進計画を定めることになります。その後、機構から市が通知を受け認可及び公告を行う流れとなります。なお、市の促進計画の公告は令和8年5月26日を予定しております。以上でございます。
議	長	ただいま、事務局から説明がありましたが、申請番号28番、29番については、農業委員の自己に関する事項となっておりますので、これらを他の案件と分けて審議を行います。1番 木皿清委員は、除斥となります。 (1番 木皿委員 退席)
議	長	ただいまの説明に対し、質疑、ご意見をいただきます。ご意見等がある方は、挙手願います。 (挙手なし)
議	長	ないようですので、お諮りいたします。議案第3号、農用地利用集積等促進計画(案)に関する意見についての申請番号28番、29番は、特に意見なしとして答申することに賛成の方は挙手願います。 (挙手多数)
議	長	挙手多数であります。よって、議案第3号、農用地利用集積等促進計画(案)に関する意見についての申請番号28番、29番は、特に意見なし、として答申することに決しました。それではここで、除斥した委員の除斥を解きます。 (1番 木皿委員 着席)
議	長	木皿清委員に報告します。当該案件については、特に意見なし、として答申することに決しました。つづいて、申請番号1番から27番、30番から37番について、質疑、ご意見をいただきます。ご意見のある方は挙手願います。 (挙手なし)
議	長	ないようですので、お諮りいたします。議案第3号、農用地利用集積等促進計画(案)に関する意見についての申請番号1番から27番、30番から37番は、特に意見なしとして答申することに賛成の方は挙手願います。 (挙手多数)
議	長	挙手多数であります。よって、議案第3号、農用地利用集積等促進計画(案)に関する意見についての申請番号1番から27番、30番から37番は、特に意見なし、として答申することに決しました。
議	長	日程第7、議案第4号、岩沼市地域計画の変更(案)について、を議題といたします。事務局から説明願います。
古 積 事 務 局 長 事 務 取 扱 議 長		別紙の「岩沼市地域計画の変更(案)について」をご覧ください。岩沼市長より、地域計画の変更案について、意見を求められたものです。内容

議

長

につきましては、議案第2号の長岡地区において、農地法第5条の転用許可申請があったことにより、地域計画から削除を行うものです。以上です。
ただいまの説明に対し、質疑、ご意見をいただきます。ご意見等がある方は、挙手願います。

(挙手なし)

議

長

ないようですので、お諮りいたします。議案第4号、岩沼市地域計画の変更(案)について、異議なしとすることに賛成の方は挙手願います。

(挙手多数)

議

長

挙手多数であります。よって、議案第4号、岩沼市地域計画の変更(案)について、は異議なしとすることに決しました。

議

長

日程第8、議案第5号、令和8年度最適化活動の目標の設定等について、を議題といたします。事務局から説明願います。

古 積 事 務 局 長
事 務 取 扱 議 長

別紙の「令和8年度最適化活動の目標の設定等」をご覧ください。議案第5号、令和8年度最適化活動の目標の設定等について、概要を説明いたします。令和4年2月2日付け農林水産省経営局長通知により、農業委員会は、最適化活動の目標を設定し、4月末までに公表するとともに、都道府県知事に報告することとなっています。今般、市長部局より農地集積に関する最新の数値が示されたことから、これをもとに令和8年度最適化活動の目標を設定し、ホームページで公表しようとするものです。1頁をご覧ください。1は8年4月1日現在の農業委員会の状況になります。2農家・農地等の概要は、直近の農林業センサス等、産業振興課からの提供資料をもとに記載しています。2頁をご覧ください。最適化活動の目標になります。(1)農地の集積については、①現在の集積率は84.8%となっています。課題については、高齢農業者の営農継承や耕作条件の悪い農地の解消と受け手調整に向けた対策と、新たな担い手の確保等としております。次に、②目標値になります。令和12年度の集積率目標は県から示された数値の90%としています。今年度末の集積率目標は85.7%としています。(2)遊休農地の解消について、①現状の1号遊休農地面積が15.5haとなり、昨年度と同様となります。続いて②の目標になります。ア、イについても昨年度と同様の目標となっています。3頁をご覧ください。新規参入の促進について、①現状、令和6年度が5経営体、令和7年度が7経営体となっています。2最適化活動の活動目標の(1)推進委員等が最適化活動を行う日数目標、(2)活動強化月間の設定目標、(3)新規参入相談会への参加目標についても、前年度と同じ内容となります。以上、令和8年度最適化活動の目標の設定等の案となります。ご審議くださいますようお願いいたしま

議	長	す。 ただいまの説明に対し、質疑、ご意見をいただきます。ご意見等がある方は、挙手願います。 (挙手なし)
議	長	ないようですので、お諮りいたします。議案第5号、令和8年度最適化活動の目標の設定等については、原案のとおりとすることに賛成の方は挙手願います。 (挙手多数)
議	長	挙手多数であります。よって、議案第5号、令和8年度最適化活動の目標の設定等については、は原案のとおりとすることに決しました。
議	長	本日の総会に付議された案件の審議は、すべて終了いたしました。 これをもって、第28回岩沼市農業委員会総会を閉会いたします。
		午後2時20分閉会

上記は、会議の顛末を記録したもので、その正当たるを証するため、署名をする。

令和 年 月 日

議長（会長） _____

委員 3 番 _____

委員 4 番 _____